

住民主体の活動をひろげよう！

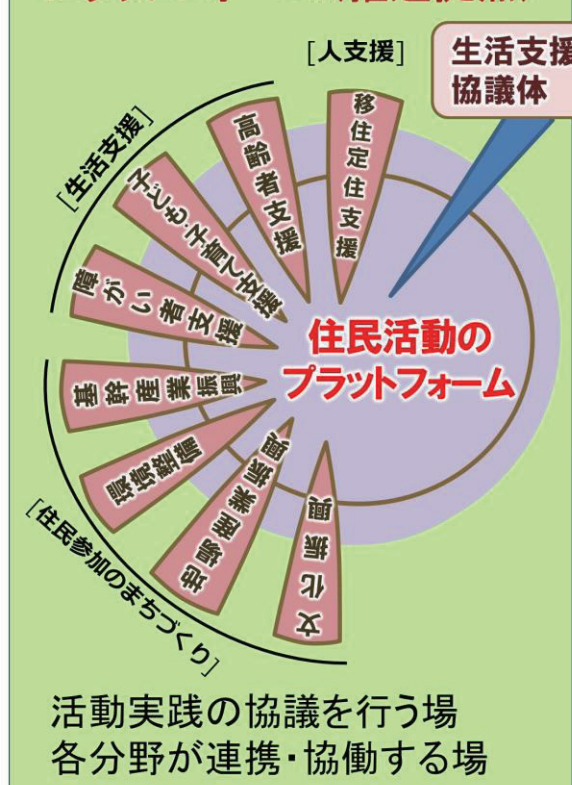
～ 地域共生社会の実現を目指して ～

住民活動を起こすために必要な2つの要素

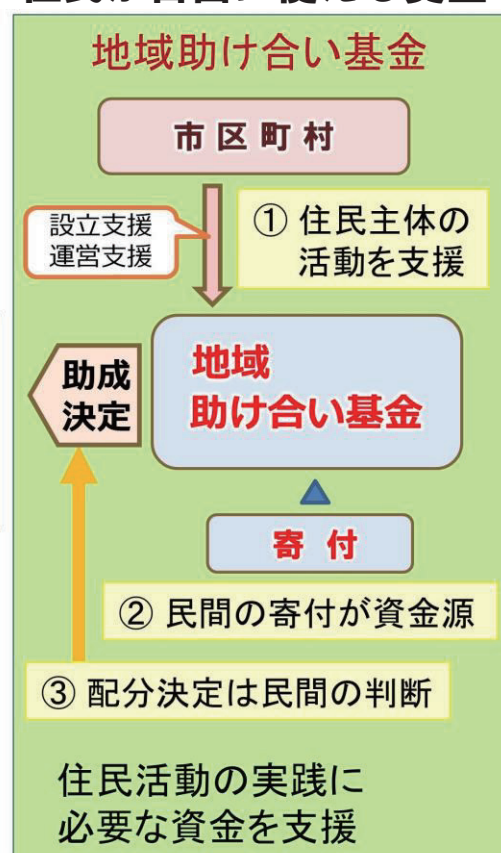
地域共生社会実現のためには「住民自身が主体的に動く」ことが必要

その① 住民の情報共有

プラットフォーム(推進拠点)



その② 住民が自由に使える資金



もっと『プラットフォーム』

めくる



公益財団法人
さわやか福祉財団

もっと『地域助け合い基金』

めくる

プラットフォームの実践に向けて

1. 総合プラットフォーム

自治体が原則、全住民を対象として設ける課題検討の場

① その場で、住民が優先して取り組む課題を決める

② 継続検討のための組織等を編成

その組織（総合プラットフォーム）において随時優先して
取り組む課題を選定する

・ **優先して取り組む課題の選定**（選定する分野の例）

農業
分野

産業
分野

教育
分野

生活
分野

その他



2. 個別プラットフォーム（ワーキンググループ）

選ばれたテーマに対し必要とされた分野から人材を集め、
個別プラットフォーム（ワーキンググループ）を編成、
実践に向けた戦略をまとめる



・ **戦略立案と役割分担の決定**

注）この協議の過程で
課題対応をやめることもあり得る
既存組織を活用することも有効

個別プラットフォームの発足

実践に向けた手順の確定

実践に伴う役割の具体化

・ **役割を担う協力者の検討**（実践に向けた協力者の例）

行政

関係
機関

企業

地縁
組織

その他



3. 助け合い・地域活動の実践

実践に向けては、個別プラットフォームからの
働きかけを受け、それぞれがその役割を果たす。
また、行政他関係機関がバックアップとして
基金の活用などを進める。



地域自主組織で話し合いを継続（島根県雲南市）



出所:雲南市(HP)

島根県雲南市

人口:約3万6千人(2022年6月)

雲南市: <https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/>

プラットフォームの内容

- ① 集落機能が低下し、残された住民の負担が増す状況となってきたため「住みよい地域」を目指し市民とともに新たな地域モデルの結成に取り組む
- ② 最初は行政が働きかけ、各地区の住民同士の協議の場(総合プラットフォーム)を設置
- ③ 協議がまとまった地区では地域自主組織が発足する。以降継続して、様々な分野についての住民の意見や要望、課題を集約する「総合プラットフォーム」として機能
- ④ 課題毎に部会を設けるなどの仕組みで「個別プラットフォーム」を展開
- ⑤ 地域自主組織は計30組織(概ね小学校区)が結成、市内全域をカバー

【特徴】

- 市では地域自主組織の支援を専任で行う「地域づくり担当職員」を配置
- テーマの選択は課題解決だけでなく、地域の長所を伸ばす方向でも行う

全世帯参加で実践に展開（山形県川西町吉島地区）



出所:特定非営利活動法人
きらりよしじまネットワーク(HP)

山形県川西町吉島地区

人口(川西町):約1万4千人(2022年7月)

(吉島地区): 2,230人(2022年3月)

きらりよしじまネットワーク: <https://www.e-yoshijima.org/>

プラットフォームの内容

- ① 財政改革に伴う公民館の公設民営化をきっかけに有志の勉強会を発足
- ② 住民説明とワークショップ(総合プラットフォーム)を3年間継続して実施しNPO法人を結成、以降も「総合プラットフォーム」として機能
- ③ 住民参加の「決めない会議」を開催し、取り組むべき課題を洗い出す
- ④ 若者を中心とした事務局での検討と総会による「決める会議」で、取り組む課題を確定
- ⑤ 取り組むことを確定した課題は部会(個別プラットフォーム)で実践方法を検討、実行

【特徴】

- 部会は「自治」「環境衛生」「福祉」「教育」の4分野で構成
- 生活支援お助けチケット事業「たすけ愛きらり」、子ども食堂を兼ねた地域食堂「まんま屋」など、住民主体ならではの多彩な活動が数多くうまれている

地域助け合い基金の特徴

住民活動を活性化させるためには、住民が自由に使える資金が必要。
これを継続的に行うためには「基金」の設立が効果的。

「地域助け合い基金」は以下の **3条件** を満たすことが求められる

- ① **住民主体** の活動を支援するためのものであること
➢ 住民が共感し、活動しやすい目的であることが求められる
- ② **民間の寄付** を資金源とすること（民間寄付は全体の一部でも良い）
➢ 配分先の決定を住民の立場で決めるためには、
資金源が民間からのものである必要がある
- ③ 配分の決定は『**民間の判断**』によること
➢ この資金が住民活動の主体性を生かす視点から見て、
もっとも有効に使われるようにするためのもの

のみ地域力強化支援ファンド（石川県能美市）

主体：公益財団法人能美市ふるさと振興公社

創設：2020年9月

目的：①車がなくても安心できる仕組づくり
②誰もがつながれる場づくり
③みまもりあいの地域づくり

特徴：
・市からの補助金・貸付金を基に創設
・法人格を持たない任意団体も対象
・取り組みたい時期に活用できるよう、
助成申請は期間を設けず通年対応
・助成審査は書類とプレゼンテーション
・審査は「地域共生社会の実現性」にも留意
・助成内容を実施主体と市HPで公開

必要3条件への対応

- ① 対象：地域課題を解消するための住民の互助活動が対象
- ② 寄付：個人および企業からの寄付金
- ③ 配分：活動選定委員会に生活支援コーディネーター等が審査委員として参加
住民の目線から助成について意見、協議していく

ファンド設立イベント
市民でつなぐ「たすきリレー」（2020年9月）



オアシスつるしん（世代間交流拠点）

倉敷市地域福祉基金（岡山県倉敷市）

主体：倉敷市

創設：1993年7月

- 目的：①在宅福祉の普及又は向上に関する事業
②健康づくり、生きがいづくり、自立支援
及び社会参加の推進に関する事業
③ボランティア活動の活性化に関する事業
④委員会が特に適当と認める事業

- 特徴：・市職員を含まない「運営委員会」で助成先を決定、
議事内容は市のホームページで公表
・助成期間は3年以内、助成限度額は1年目10万円、
2年目7万5千円、3年目5万円
・事業開始から5年間は「事業実施アンケート」を実施。
結果を市のホームページで公表している

必要3条件への対応

- ① 対象：地域福祉推進のための市民による活動
- ② 寄付：市の積立金に市民寄付等を加え設立。常時、市民寄付を受付中
- ③ 配分：民生委員やボランティア活動者等、多彩な委員で運営委員会を構成

暮らし寄り添い応援団「ママとも」



ごきんじょ（互近助）ホノリ

草加市ふるさとまちづくり応援基金（埼玉県草加市）

主体：草加市

創設：2004年（1990年に設置された「ふるさとまちづくり基金」の
原資（2億5千万円）を引き継ぎ設立）

- 目的：①市のまちづくり、課題解決につながる市民の主体的な活動の創出・応援
②活動団体がさまざまな団体とつながり、協働を目指す
③行政と協働で活動を生み出す

- 特徴：・審査・報告に公開プレゼンテーション方式を採用
・「はじめよう」「そだてよう」「うごかそう」の3部門で構成
・基金活用を通じたネットワークづくりを重視
・「まちづくり」という大きなカテゴリーで多様な団体が応募



感染症拡大前の公開審査会の様子

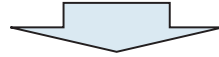
必要3条件への対応

- ① 対象：市民の主体的なまちづくり活動を支援
- ② 寄付：市民、事業者やまちづくり団体からの寄付金
- ③ 配分：市民の代表者・知識経験者等で構成した基金運営委員会で審査

地域共生社会の実践に向けた取り組み

今、日本は強い閉塞状況の中にいる

- ・人口減少と格差の構造的拡大に歯止めがかからない
- ・日本社会と自分自身の将来について不安がぬぐえない
- ・未来への道が見えなくなり、希望を持つことができない



『閉塞状況』を打破するためには

住民の一人ひとりが、地域課題・問題点を我が事として受け止め、自分たちの地域を暮らしやすい地域にするために、何をすれば良いかを考え、協議し、目的ごとに協働して、主体的に取り組むことが求められる。



「プラットフォーム」と「地域助け合い基金」があれば
住民自身が主体的に動きだす！！



住民主体の地域活動

すべての住民がウェルビーイングな日々を
楽しく過ごす日本社会を実現するために